

**6月の納税**

**市県民税・・・1期**

忘れずに納めましょう  
納税は便利な口座振替で

納期限／6月30日(火)

**登米市の人口・世帯数**  
(令和8年4月末現在)

地区	世帯数	人口(人)			計 (前月比)
		男	女	計	
迫	7,753	9,059	9,456	18,515	(▲30)
登米	1,721	1,974	2,145	4,119	(▲6)
東和	2,130	2,496	2,526	5,022	(▲22)
中田	5,320	7,070	7,242	14,312	(▲14)
豊里	2,142	2,846	2,899	5,745	(▲14)
米山	2,756	3,827	3,905	7,732	(▲24)
石越	1,447	1,997	1,986	3,983	(▲2)
南方	2,734	3,717	3,881	7,598	(4)
津山	1,075	1,258	1,394	2,652	(▲7)
合計	27,078	34,244	35,434	69,678	(▲115)

※上記人口・世帯数には外国人住民も含まれています

**市内の交通事故発生状況**  
(令和8年4月末現在) ※佐沼・登米警察署調べ

	R8	R7	増減数
人身事故発生件数	24件	15件	9件
死者数	0人	0人	0人
負傷者数	35人	20人	15人
物損事故発生件数	481件	433件	48件

※R8年1月からの延べ件数(前年同時期と比較)

**警察署からのお知らせ**  
～5月22日は飲酒運転根絶の日～  
多賀城市で多数の高校生が犠牲となった事故から21年。飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転 しない させない 許さない」

**4月の災害件数**

	火災	救急	救助
令和8年累計	3件 (23件)	269件 (1,219件)	3件 (17件)
前年同月	2件	325件	2件

6月7～13日の1週間は危険物安全週間です。灯油やガソリンなどの危険物は、性質や使い方を十分理解し、事故を未然に防ぎましょう。

**ハローワークはさま発行求人情報**  
ハローワークはさまで発行している求人情報を掲載掲載日は祝日を除く毎週火曜日の午後3時まで

**アメリカシロヒトリを駆除しましょう**

アメリカシロヒトリは樹木の葉への食害のほか、洗濯物や建物に付着するなどの問題を起す不快害虫です。発生した場合は、樹木所有者が責任を持って駆除をお願いします。

**【発生時期】**年2回(例年6月中旬～7月中旬、8月中旬～9月中旬)

**【機器の貸し出し】**行政区などで地域共同駆除をする場合、無料で高枝切りばさみや動力噴霧器などを貸し出しています。高枝切りばさみは、個人・事業所へも貸し出しています。借りたい場合は、各総合支所市民課へ申請してください

**【問い合わせ】**市民生活部環境課(生活環境係)  
☎0220(58)5553

**みやぎの明治村年間パスポート販売**

みやぎの明治村の歴史資料館5館と美術館の6施設を1年間何度でも利用できます。

**【料金】**大人3000円、高

**返しきれない借金で悩んでいませんか**

借金を抱えて悩んでいる個人(自営業を含む)からの相談を受け付けています。一人で悩まず、気軽に相談ください。

**【相談料】**無料

**【受付時間】**月～金曜日/午前9時～正午、午後1時～5時(祝日、年末年始を除く)

**【連絡先・問い合わせ】**東北財務局多重債務者相談窓口  
☎022(266)5703

**気仙沼高等技術専門校オープンキャンパス**

**【日時】**6月13日(土)▼午前の部 午前9時～11時30分▼午後の部 午後1時～3時30分

**【場所】**気仙沼高等技術専門校

**【内容】**▼学校の全体説明▼校内見学ツアー▼各科の説明および訓練体験ほか

**【対象】**高校生、社会人、保護者、高校等の先生など

**【服装】**訓練体験を希望する場合は、動きやすく汚れても大丈夫な服装でお越しください

**【参加方法】**下記の二次元コード先の申し込みフォームより

**女性と女の子の相談窓口**

家族や友達、仕事や生活のことなど、安心できる場で話してみませんか。

**【日時】**6月9日(火)午前10時～午後2時

**障がい者の自立に向けてしごと相談を開設**

**【日時】**6月23日(火)、午前9時30分、11時、午後1時30分、3時(要電話予約)

**【場所】**県東部保健福祉事務所登米地域事務所

**【相談料】**無料

**社会福祉協議会生活相談のお知らせ**

生活に関する不安や悩み、家庭の問題や近隣トラブルなど、困りごとをご相談ください。

**【日時】**6月4日(木)午前10時～11時30分

**【場所】**▼豊里高齢者趣味の交流館▼石越福祉センター▼南方総合支所

**【問い合わせ】**登米市社会福祉協議会  
☎0220(21)6310

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**借金に関する無料法律相談**

多重債務者を対象に、弁護士、司法書士による無料法律相談

**【場所】**石巻保健所登米支所

**【相談員】**NPO法人ウイメンズアライアンス女性相談員

**【申込期限】**6月8日(月)午後4時

**【申し込み・問い合わせ】**  
NPO法人ウイメンズアライアンス ☎080(9256)0035  
soudan@womensey.net

**寄付**

ご寄付いただき、ありがとうございます。ごさいました。(3月受納)

- 新みやぎ農業協同組合様/食農教育補助教材本(児童用)20冊、食農教育補助教材本(教師用指導書)5冊
- 登米市日中友好協会様/現金25万円
- 医療法人社団恭謹会上杉皮膚科医院様/図書400冊
- みやぎ登米農業協同組合様

**借入金に関する無料法律相談**

多重債務者を対象に、弁護士、司法書士による無料法律相談

**【場所】**石巻保健所登米支所

**【相談員】**NPO法人ウイメンズアライアンス女性相談員

**【申込期限】**6月8日(月)午後4時

**【申し込み・問い合わせ】**  
NPO法人ウイメンズアライアンス ☎080(9256)0035  
soudan@womensey.net

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1

**ねんきんだより**

納付が困難な場合の免除・猶予制度

保険料を納め忘れただけで、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役所各総合支所市民課窓口で手続きをしてください。

令和8年度分(令和8年7月分から9年6月分まで)の免除などの申請は、7月1日から受け付けます。

また、申請がさかのぼれる期間は、申請日の2年1